

品川区私立幼稚園に関する補助金のご案内

品川区に住民票がある満3歳から5歳（小学校就学前まで）の幼児を、私立幼稚園等（認可外保育施設を除く）に通園させている保護者に対し、入園料や保育料等の補助をしています。

補助金の種類と対象となる方

補助金名称	対象	案内 ページ
1. 入園料に対する補助金	私立幼稚園等に在籍する園児	P 1
2. 保育料に対する補助金	私学助成園（※1）に在籍する園児	P 2
3. 特定負担額に対する補助金	新制度移行園（※2）に在籍する園児	P 3
4. 預かり保育利用料に対する給付	私立幼稚園等に在籍する保育の必要性の認定を受けている園児	P 4
5. 預かり保育利用料に対する補助金（0～満3歳の第2子以降）	私立幼稚園等を利用する保育の必要性の認定を受けている園児	P 5

※1. 区内の園では、八潮幼稚園、品川教会附属幼稚園、認定こども園（幼稚園型）以外の園が対象です。

※2. 区内の園では、八潮幼稚園、品川教会附属幼稚園、認定こども園（幼稚園型）が対象です。
区外の園については、お通りの施設または各自治体へご確認ください。

申請方法については、7ページ目をご確認ください。

1 入園料に対する補助金

（1）補助要件

- ①品川区に住民票があり、実際に居住し、登園していること（4月は4月末が基準日）。
- ②令和6年度中に入園し、入園料等を支払っていること
- ③他自治体等での入園料補助金の交付を受けていないこと（園児1人につき1回のみ給付）。

（2）補助額

上限100,000円

（入園料が10万円未満の場合は、実際にかかった金額が上限。）

2

保育料に対する補助金

私学助成園在園の方向け

(1) 補助要件

- ①品川区に住民票があり、実際に居住し、登園していること。

②私立幼稚園等に在籍し、保育料を支払っていること。
- ※休園期間中は、保育料を支払っていても対象外です。

(2) 補助額

保育料に対する補助金は以下の表のとおり、幼児教育無償化による施設等利用給付部分と園児保護者補助金を合算して補助します。園児保護者補助金は、区市町村民税の所得割額の世帯合算額と児童が第1子～第3子かの状況によって、補助額が決定されます。※月の保育料が補助上限となります。

税区分			子区分	補助金 合計 (円)	内訳	
					園児保護者 補助金 (円)	施設等利用給付 (幼児教育無償化) (円)
①	・生活保護規定による保護を受けている世帯 ・区分②のうちひとり親世帯等		第1子	38,900	13,200	25,700
			第2子			
			第3子			
②	・市区町村民税所得割非課税世帯 ・区分③のうちひとり親世帯等		第1子	35,900	10,200	
			第2子	38,900	13,200	
			第3子			
③	区市町村民税の所得割課税額	77,100円以下の世帯	第1子	34,500	8,800	
			第2子			
			第3子			
④		211,200円以下の世帯	第1子	29,300	3,600	
			第2子	34,500	8,800	
			第3子	38,300	12,600	
⑤		256,300円以下の世帯	第1子	29,300	3,600	
			第2子	34,500	8,800	
			第3子	37,700	12,000	
⑥	256,301円以上の世帯	第1子	29,300	3,600		
		第2子	34,500	8,800		
		第3子				

<注意>

- 品川区に住民票があり、実際に居住し、登園していること。
- 所得割課税額は、住宅借入金等特別税額控除・寄付金税額控除適用前の額とします。
- 世帯に課税されている方が複数いる場合は、その合計の課税額となります。
- 補助金合計は、月の保育料を上限とします。

▼税区分が②③に該当するひとり親世帯等の特例

- 税区分が②→①へ ③→②へ変更となります。
 - (区分④以上のご世帯は、特例の対象とはなりません。)
 - 「ひとり親世帯等」とは、ひとり親世帯の他、同一世帯員に在宅で次に掲げる方がいる世帯をいいます。
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保険福祉手帳の交付を受けた方、

特別児童扶養手当の支給対象児童、国民年金の障害基礎年金の受給者

事例) 税区分③第一子、幼稚園の保育料が30,000円/月

幼稚園保育料
30,000円/月

園児保護補助金
4,300円

幼教無償化
25,700円

月の保育料が限度となるため、
30,000円-25,700円=4,300円
の給付となります。

上限額は25,700円+8,800円
=34,500円ですが、月の保育
料が30,000円のため、園児保
護者補助金の一部だけが給
付されます。

- 2 -

-
-

税区分			子区分	補助額
①	・生活保護規定による保護を受けている世帯 ・区分②のうちひとり親世帯等		第1子	13,200
			第2子	
			第3子	
②	・市区町村民税所得割非課税世帯 ・区分③のうちひとり親世帯等		第1子	10,200
			第2子	13,200
			第3子	
③	区 市 町 村 民 税 の 所 得 割 課 税 額	77,100円以下の世帯	第1子	8,800
			第2子	13,200
			第3子	
④		211,200円以下の世帯	第1子	3,600
			第2子	8,800
			第3子	12,600
⑤		256,300円以下の世帯	第1子	3,600
			第2子	8,800
			第3子	12,000
⑥		256,301円以上の世帯	第1子	3,600
			第2子	8,800
			第3子	

「預かり保育（延長保育）に対する給付」を受けるには、預かり保育を利用するまでに「保育の必要性」の認定申請を行い、認定を受ける必要があります。
 ※保育園入園の申し込み等で過去に保育の必要性の認定を受けている場合でも、認定申請を提出してください。

（１）「保育の必要性」の認定申請

■提出が必要な書類

- ①「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」
 - ②証明書類（保育を必要とする「要件」により提出書類が異なります。）
- ※「要件および証明書類、認定期間」につきましては、6ページ目にある「保育の必要性（保育認定）」をご覧ください。



（２）請求書の提出

■上記１で「保育の必要性」を認定された方は、**「品川区私立幼稚園等施設等利用費請求書」を別途、ご提出ください。**

※お通いの園の預かりの他にご利用した施設がある場合、「品川区特定子ども・子育て支援領収書兼提供証明書」をあわせてご提出ください。

※「品川区私立幼稚園等施設等利用費請求書」と「品川区特定子ども・子育て支援領収書兼提供証明書」は9月と3月に認定された方あてに郵送します。

提出期限についてはその際にご案内します。

（３）給付金額

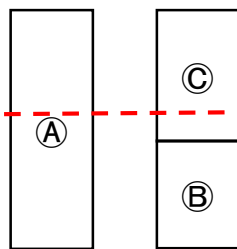
■1か月11,300円を上限とし、1日450円（上限）×利用日数を給付します。

※住民税非課税世帯の満3歳児の場合、上限額が16,300円となります。

★幼稚園の預かり保育のみご利用の場合

（例）幼稚園の預かり保育を1日1,000円で20日ご利用された場合

- ①実支払額： $1,000円 \times 20日 = 20,000円$
 ②給付額： $450円 \times 20日 = 9,000円$
 ③ご負担額： $① - ② = 11,000円$

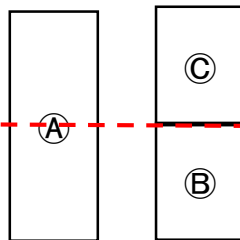


上限金額
11,300円

★幼稚園＋認可外保育園の預かり保育をご利用の場合

（例）幼稚園の預かり保育を1日1,000円で20日、認可外保育園を1日200円で15日ご利用された場合

- ①実支払額： $1,000円 \times 20日 + 200円 \times 15日 = 23,000円$
 ②給付額： $450円 \times 20日 + 2,300円 = 11,300円$
 ③ご負担額： $① - ② = 11,700円$



上限金額
11,300円

200円×15日＝3,000円が
実支払額ですが、月の
上限額が11,300円のため、
2,300円の給付となります。

「預かり保育（延長保育）に対する給付」を受けるには、預かり保育を利用するまでに「保育の必要性」の認定申請を行い、認定を受ける必要があります。

（１）「保育の必要性」の認定申請

■提出が必要な書類

①「保育認定申請書」

②証明書類（保育を必要とする「要件」により提出書類が異なります。）

※「要件および証明書類、認定期間」につきましては、6 ページ目にある「保育の必要性（保育認定）」をご覧ください。

（２）申請書の提出

■上記１で「保育の必要性」を認定された方は、「品川区幼児教育・保育の無償化に係る施設等利用費および私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付申請書」をご提出ください。

※スケジュールは、7 ページ目にある「補助金給付スケジュール」をご覧ください。

（３）補助対象と補助額

■満3歳の第2子以降の児童

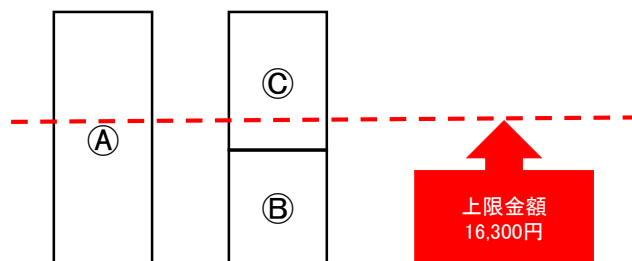
1 か月 16,300 円を上限とし、1 日 450 円（上限）×利用日数を給付します。

（例）幼稚園の預かり保育を1日1,000円で20日ご利用された場合

①実支払額： 1,000円 × 20日 = 20,000円

② 給付額： 450円 × 20日 = 9,000円

③ご負担額： ①－② = 11,000円



■0～満3歳の第2子以降の児童（幼稚園等に在籍していない児童）

幼稚園における預かり保育事業（幼稚園型一時預かり事業Ⅱという預かり保育事業）を利用した場合、1 か月 42,000 円を上限に給付します。

※対象となる施設は限られますので、ご利用の前に保育入園調整課利用助成係までご相談ください。

預かり保育利用料の給付（補助金）におけるその他の注意点

■幼稚園で預かり保育の時間が少ない園の場合、認可外保育園等の併用も給付の対象となります。

- ①認可外保育園等と併用できる幼稚園とできない園があります。
- ②併用する認可外保育園につきましても、預かり保育の給付対象となる施設とならない施設があります。
⇒①②の対象となる園につきましては、園が所在する自治体へご確認ください。
- ③0～満3歳の第2子以降児童向けの補助金は、在籍している幼稚園の預かり保育の給付の他に対象となる施設に限られます。ご利用になる前に下記担当にお問い合わせください。

$$\text{幼} \leq 11,300\text{円または}16,300\text{円}$$

450円×利用日数

給付金額

$$\text{幼} + \text{保} \leq 11,300\text{円または}16,300\text{円}$$

11,300円（16,300円）から幼稚園の利用額に係る給付額を差し引き、その残額から保育園の利用額を算出します。



保育の必要性（保育認定）についての補足説明

■要件と証明書類

◎は区の所定用紙あり。

要 件		提 出 書 類
就 労	雇用されている方 (内定している場合も含む)	◎勤務（内定）証明書 1日4時間、月12日以上 月48時間以上の就労が目安
	自営業・経営者等 (親族の経営会社に勤務する場合も含む)	◎就労状況申告書＋収入を証明する書類
妊 娠 ・ 出 産		母子手帳の写（表紙および分娩日記載ページ）
求 職		◎求職活動状況申告書＋ハローワーク受付票等（写）
就 学		在学証明書、時間割（写）
疾 病 ・ 障 害		診断書、障害手帳（写）
看 護 ・ 介 護		◎介護状況申告書＋各証明書 (介護保険被保険者証・診断書等)

■要件と認定期間

要 件	認 定 期 間
就 労	小学校就学前までの間、左記の事由により保育を必要とする期間 ※保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、その時点まで
妊 娠 ・ 出 産	出産予定月をはさんで、前後2か月（計5か月）
求 職	利用希望月から2か月間
就 学	左記の事由により保育を必要とする期間
疾 病 ・ 障 害	左記の事由により保育を必要とする期間
看 護 ・ 介 護	左記の事由により保育を必要とする期間

＜お問い合わせ先・申請書ご提出先＞

〒140-8715 品川区広町2-1-36 品川区役所 保育入園調整課 利用助成係
私立幼稚園担当 電話：03-5742-6039

補助金の申請は、現在幼稚園等にお通いの場合は、園または区に**申請書（品川区幼児教育・保育の無償化に係る施設等利用費および私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付申請書）**をご提出ください。（各幼稚園等にご案内および申請書を配布しており、取りまとめのご協力をお願いしています。）

すでに退園しており、園に提出出来ないまたは園の取りまとめ提出後の提出等の場合は、直接区へご提出ください。（郵送提出・持参提出どちらも可）

《所得税額の確認について》

補助金の金額算定にあたり、所得税額の確認を行います。

令和5年1月1日～令和6年12月31日の間に転入された方については、

マイナンバーでの税照会を基本として確認を行います。

上記に該当する場合、**申請書とあわせてマイナンバーカードの写し、本人確認書類の写しの提出が必要になります。**

マイナンバーカードの写し等を提出される際は、別途封筒に封入のうえご提出ください。

4月～8月	令和5年度の住民税課税額によって算定した補助額を交付
9月～3月	令和6年度の住民税課税額によって算定した補助額を交付

◆海外から転入された方など、マイナンバーでの税照会ができない方は、別途書類の提出をお願いする場合があります。

◆区外への転居や退園される際は、区への報告は不要です。ただし、現在お通いの園に在園したまま区外へ転居される際は、転居する旨を園に必ずおしらせください。

補助金 名称	申請書提出日		入金時期		
			入園料	保育料	
				4～9月 (前期)	10～3月 (後期)
入園料	①	～7月16日(火)	9月中旬	—	—
	②	7月17日(水)～9月30日(月)	11月末	—	—
	③	10月1日(火) ～令和7年3月31日(月)	令和7年 5月末	—	—
保育料・ 預かり保育補 助金 特定負担額	④	～9月30日(月)	—	11月末	令和7年 5月末
	⑤	10月1日(火) ～令和7年3月31日(月)	—	令和7年 5月末	令和7年 5月末

※お通いの幼稚園が月々の保育料等を徴収せず、代理受領を選択した場合はご入金はありません。
(交付決定通知は発送いたします。)

品川区HPはこちら↓

〒140-8715

品川区広町2-1-36

品川区役所 保育入園調整課 利用助成係 私立幼稚園担当あて
電話：03-5742-6039（直通）

